

第2章 組物の意匠

62 関連条文

意匠法

第二条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

（第2項及び第3項略）

第八条 同時に使用される二以上の物品であつて経済産業省令で定めるもの（以下「組物」という。）を構成する物品に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

62.1 組物の意匠とは

願書の「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが意匠法第8条に規定する経済産業省令で定めるものであること、及び、構成物品が同時に使用されるものとして適当であることの両方の要件を満たしたものを組物といい、その組物の構成物品が組物全体として統一がある場合は、組物の意匠として意匠登録をすることができる。

62.1.1 組物の意匠と認められる要件

以下のすべての要件を満たしている意匠登録出願は、組物の意匠として意匠登録を受けることができる。

- （1）願書の「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるものであること（62.1.1.1）
- （2）構成物品が適当であること（62.1.1.2）
- （3）構成物品の形態が組物全体として統一があること（62.1.1.3）

62.1.1.1 願書の「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるものであること

願書の「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるものであること、すなわち、意匠法施行規則別表第二（以下、「別表第二」という。）に掲げる組物に該当するものでなければならない。

願書の「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるものでない場合は、組物とは認められず、意匠法第8条の規定により拒絶の理由を通知する。

62.1.1.2 構成物品が適当であること

構成物品は、「構成物品表」(注)(第10部 別添参照)において組物毎に定められたものでなければならない。

適当な構成物品によって構成されるものと認められない場合は、組物とは認められないことから、意匠法第8条の規定により拒絶の理由を通知する。

(注)

「構成物品表」の構成物品の一つの欄に記載された全ての物品は、当該組物を構成する同時に使用される物品と扱う。したがって、それぞれの組物を構成する同時に使用される二以上の物品とは、備考の欄に記載のあるものを除き、構成物品の一つの欄に記載された全ての物品をいう。

62.1.1.2.1 構成物品が適当であるものの類型

- (1) 願書の「意匠に係る物品」の欄に別表第二に掲げる組物の一が記載されており、願書に添付された図面等に、「構成物品表」に定められた構成物品(以下、「定められた構成物品」という。)の全ての物品に係る意匠が記載されているもの
- (2) 願書の「意匠に係る物品」の欄に別表第二に掲げる組物の一が記載されており、願書に添付された図面等に、定められた構成物品の全ての物品に係る意匠と、それ以外の他の物品に係る意匠が記載されており、その加えられた物品が同時に使用されるものであり、かつ定められた構成物品に付随する範囲内の物品であると認められるもの

62.1.1.2.2 構成物品が適当であると認められないものの類型

- (1) 願書の「意匠に係る物品」の欄に別表第二に掲げる組物の一が記載されているが、願書に添付された図面等に、定められた構成物品以外の他の物品に係る意匠のみが記載されているもの
- (2) 願書の「意匠に係る物品」の欄に別表第二に掲げる組物の一が記載されているが、願書に添付した図面等に、定められた構成物品の全ての物品に係る意匠が記載されていないもの

(3) 願書の「意匠に係る物品」の欄に別表第二に掲げる組物の一が記載されているが、願書に添付した図面等に、定められた構成物品の全ての物品に係る意匠と、不適切なその他の物品に係る意匠が記載されているもの

(4) 願書の「意匠に係る物品」の欄に別表第二に掲げる組物の一が記載されているが、願書に添付した図面等に、定められた構成物品のうちの一の物品に係る一の意匠が記載されている場合、或いは、不適切なその他の物品に係る一の意匠が記載されているもの

62.1.1.3 組物全体として統一があること

願書の「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるものであり、定められた構成物品によって構成された組物は、構成物品の形態が組物全体として統一がなければならない。

構成物品全体として統一がない場合は、組物とは認められず、意匠法第8条の規定により拒絶の理由を通知する。

62.1.1.3.1 組物全体として統一があると認められるものの類型

(1) 構成物品の形態が、同じような造形処理で表されていることによって、組物全体として統一があると認められるもの

形状における統一

() 構成物品全体の形状が一定の秩序、基調によって構成されているもの

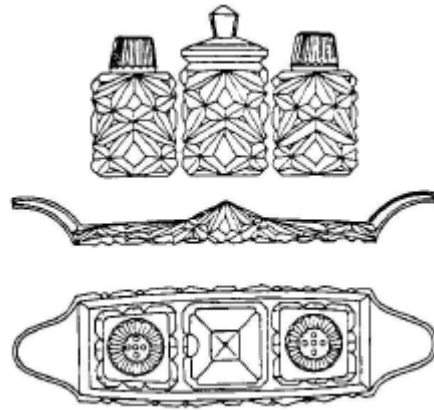
【事例1】

「一組のテレビジョン受像器セット」



【事例2】

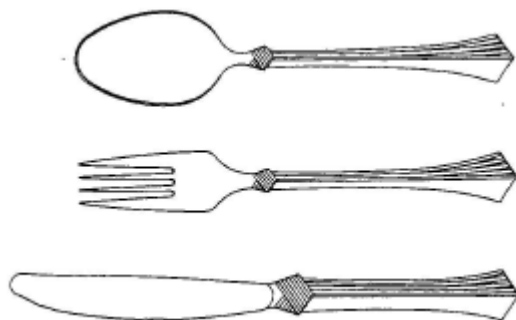
「一組の薬味入れセット」



- () 構成物品のそれぞれに、同じような特徴を持った形状が表されているもの

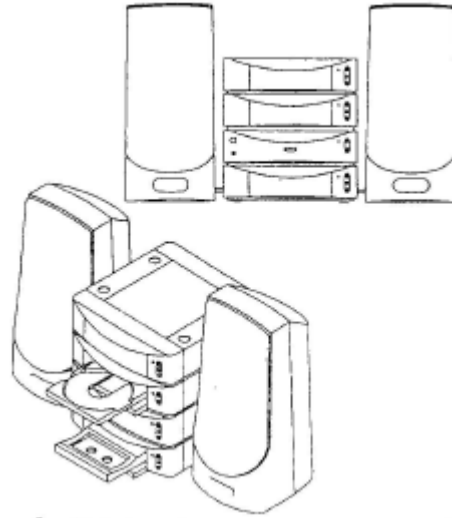
【事例1】

「一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット」



【事例2】

「一組のオーディオ機器セット」



模様による統一

() 同じモチーフによる模様が、構成物品のそれぞれに同じような構成をもって表されているもの

【事例】

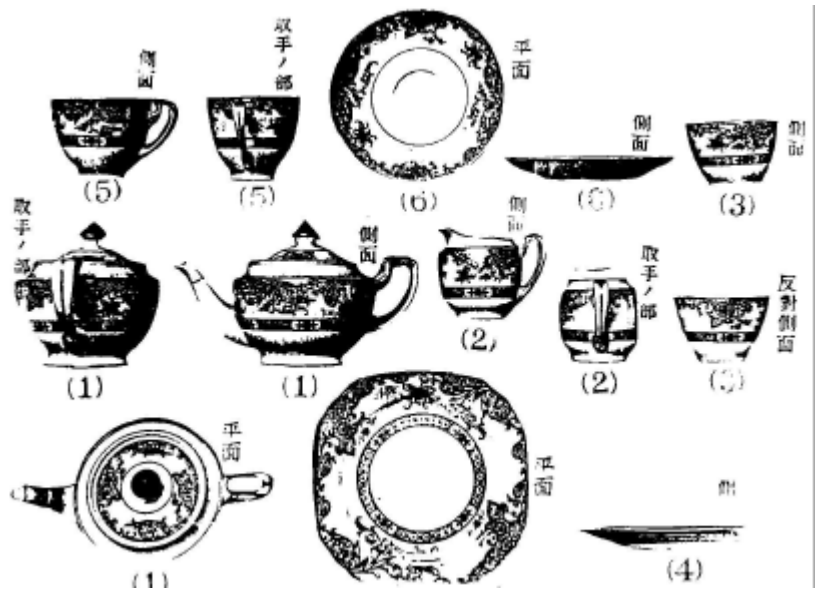
「一組の収納棚セット」



() 同じ表現態様による模様が、構成物品のそれぞれに同じような構成をもって表されているもの

【事例】

「一組のコーヒーセット」



色彩による統一

色彩については、色彩それ自体の態様のみで組物全体としての統一が実現されているとは認められないが、統一ある形状、統一ある模様と結びついた一定の色彩によって全体の統一を成り立たせることができる。

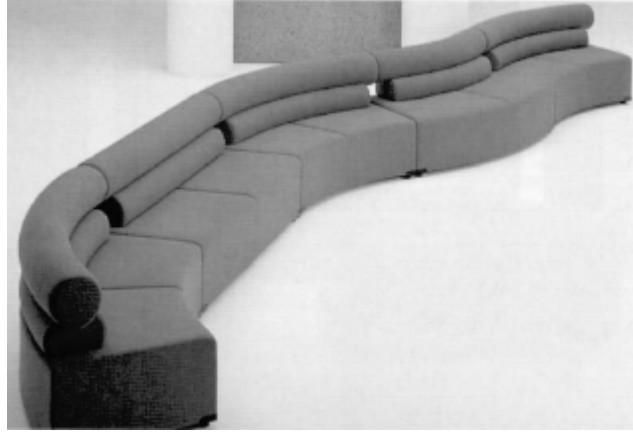
(2) 構成物品が全体として一つのまとまった形態を表すことによって、組物全体として統一があると認められるもの

形状における統一

構成物品が集合して一つのまとまりある形状を構成しているもの

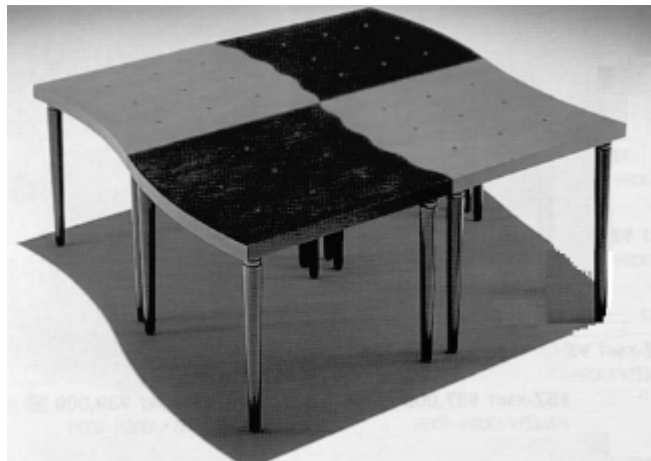
【事例1】

「一組の応接椅子セット」



【事例2】

「一組のテーブルセット」

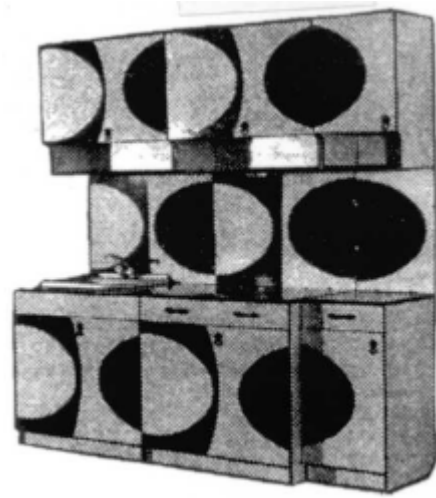


模様による統一

構成物品に表された模様が集合して一つのまとまった模様となっているもの

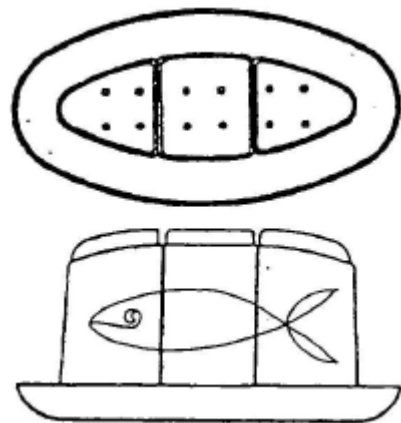
【事例1】

「一組の台所セット」



【事例2】

「一組の薬味セット」



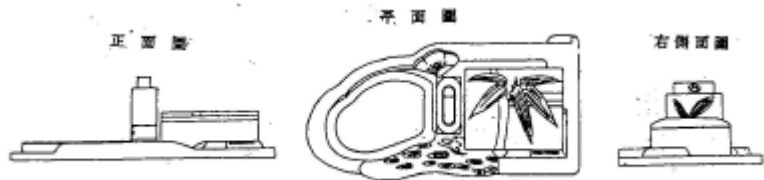
色彩による統一

色彩については、色彩それ自体の態様のみで組物全体としての統一が実現されているとは認められないが、統一ある形状、統一ある模様と結びついた一定の色彩によって全体の統一を成り立たせることができる。

- (3) 模様もしくは色彩又はこれらの結合によって、物語性など観念的に関連がある印象を与えることにより組物全体として統一があると認められるもの

【事例】

「一組の喫煙用具セット」



62.1.2 組物の意匠に係る部分意匠

組物の意匠の保護の目的が組物全体としての統一ある美感にあることから、物品の部分に係る創作を評価する部分意匠を含む組物の意匠は意匠登録を受けることができない。

よって、組物の意匠に係る部分意匠の意匠登録出願には、同法第8条の規定により拒絶の理由を通知する。

62.1.3 組物の意匠に関する登録要件等の判断

意匠法第8条の要件を満たした組物の意匠登録出願は、組物全体として、同法第3条第1項柱書（意匠法第2条も含む）の要件を満たすと同時に、新規性（意匠法第3条第1項）、創作非容易性（意匠法第3条第2項）、先願の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外（意匠法第3条の2）、不登録事由（意匠法第5条）、先願（意匠法第9条）及び関連意匠（意匠法第10条）の各要件を判断する。

62.1.4 組物の意匠の意匠登録出願に関する要旨の変更

62.1.4.1 願書の記載についてした補正の具体的な取扱い

- (1) 別表第二に掲げる組物の一に訂正する補正

願書の「意匠に係る物品」の欄に別表第二に掲げる組物の一が記載されておらず、願書に添付された図面等に、定められた構成物品の全ての物品に係る意匠が記載されているときに、願書の「意匠に係る物品」の欄に別表第二に掲げる組物の一にする補正をした場合は、要旨を変更するものである。

ただし、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載が、例えば「一組（一揃え）の セット（ユニット）」、「一組（一揃え）の ヽ」 「 セット（ユニット）」などのような記載であって、意匠法第8条の規定により意匠登録を受けることができないものではあるが、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて総合的に判断した場合に、合理的に善解して、別表第二に掲げる組物の一を当然導き出すことができるとき、「意匠に係る物品」の欄の記載を当該導き出すことができた一の組物に訂正する補正は、要旨を変更するものではない。

(2) 別表第一に掲げる物品の区分に訂正する補正

願書の「意匠に係る物品」の欄に別表第二に掲げる組物の一が記載されているが、願書に添付した図面等に、定められた構成物品のうちの一の物品に係る一の意匠しか記載されていないとき、或いは、不適切なその他の物品に係る一の意匠しか記載されていないときは、願書の「意匠に係る物品」の欄に、当該一の意匠に係る物品が属する別表第一の下段に掲げられた物品の区分又はそれと同程度の区分に訂正する補正は、要旨を変更するものではない。

62.1.4.2 図面等についてした補正の具体的な取扱い

(1) 組物の構成物品として不適当であると認められるものを削除する補正

願書の「意匠に係る物品」の欄に別表第二に掲げる組物の一が記載されているが、願書に添付した図面等に、定められた構成物品の全ての物品に係る意匠と、不適切なその他の物品に係る意匠が記載されているときに、この意匠登録出願を一組の組物の意匠の意匠登録出願と一以上の意匠登録出願に分割する際に、当初の出願について、組物として不適当な物品を削除する補正は、要旨を変更するものではない。

(2) 構成物品として適当であると認められる物品を付加、或いは削除する補正

構成物品として適当であると認められる物品を付加、或いは削

除する補正は、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて総合的に判断して合理的に善解したとしても、当然に導き出すことができる同一の範囲を超えるものであり、要旨を変更するものである。

(3) 組み合わせられた状態の図面のみ在意匠登録出願について、各構成物品ごとの図面を補充する補正

その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて総合的に判断して合理的に善解したとしても、導き出すことができない構成物品ごとの形態を現した図面を補充する補正は、要旨を変更するものである。

その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて総合的に判断した場合に、合理的に善解して、構成物品の形態を当然導き出すことができるときに、構成物品ごとの形態を現した図面を補充する補正は、要旨を変更するものではない。

62.1.5 組物の意匠の意匠登録出願に関する分割

62.1.5.1 組物の意匠と認められる意匠登録出願の分割

複数の物品により構成される意匠が、意匠法第8条に規定された要件を満たしている場合、その意匠は全体として一意匠と認められるものであることから、意匠法第10条の2の規定による適法な分割を行うことはできないものとする。

62.1.5.2 組物の意匠と認められない意匠登録出願の分割

組物の意匠の意匠登録出願として出願された意匠が、意匠法第8条の要件を満たさない場合、一意匠と認められないものとなり、意匠法第10条の2の規定による適法な分割を行うことができるものとする。

62.1.6 組物の意匠の意匠登録出願についての意匠法第4条の規定の適用に関する取扱い

組物の意匠についても、意匠登録を受ける権利を有する者の公開(組物の意匠のみならず、構成物品の意匠も含む)によって新規性を喪失した場合であって、意匠法第4条第2項の規定を受けようとする手続きをした場合に新規性の喪失の例外規定の適用を受けることができる。

62.1.7 パリ条約による優先権主張等を伴う組物の意匠の意匠登録出願の取扱い

組物の意匠の意匠登録出願については、第一国においてその構成物品が我が国の組物と同様に一出願として出願されている場合にのみ優先権の主張を認める。